

福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続

福岡看護大学は、建学の精神「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする」、及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、学則第2条を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学IR室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成する。

【内部質保証の体制及び手続】

I. 内部質保証の体制

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とし副学長、研究科長、役職教員等及び事務局により組織する自己点検・評価委員会を内部質保証推進組織として置く。委員会の役割は次のとおりである。

《自己点検・評価委員会》

1. 次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。

- (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
- (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
- (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
- (4) 外部評価委員会が実施する、本学の自己点検・評価活動の客観性及び妥当性、内部質保証の有効性に関する検証に必要な報告
- (5) その他、大学の部署が行う評価活動

2. 自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ公表する。

3. 学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、各委員会、事務局等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

Ⅱ. 内部質保証の手続き

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価作業部会に対して、福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第5条第2項に規定する事項に関する内容について、事業計画の達成状況等を踏まえ点検・評価を指示する。

自己点検・評価作業部会は、各種委員会等の点検・評価結果について点検・評価を行い、各種委員会等と連携し点検・評価報告書（案）としてまとめ、自己点検・評価委員会に報告する。

自己点検・評価委員会は、点検・評価報告書（案）を受け、全学的な観点から審議し、審議結果を大学長に報告する。大学長は、委員会の点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

このように、自己点検・評価委員会を中心として、全学的なPDCAサイクル（P=Plan 計画を立てる、D=Do 実行する、C=check 評価する、A=Action 改善する）を円滑に回し、改善・改革を推進する。